

12 子どもの医療費助成における現物給付導入の検討について

1 これまでの経緯

子ども医療費助成制度は、県の単独事業として実施し、極めて深刻な財政状況にもかかわらず、優先的に財源を確保してきました。この結果、子ども一人当たりの子どもの医療費助成額は、全国で4番目に高い水準となっています。このことは、子育て支援に対する本県の姿勢を表していると考えています。

一方、市町や関係団体から現物給付化の要望が出されており、また、平成29年3月に、子どもの貧困対策調査特別委員会から、「ひとり親家庭の子どもの医療費の窓口無料化について、市町と十分な協議・調整を行い、早期導入の検討を行うこと」との提言がなされたところです。

県では、子どもの医療費助成における現物給付の県内一斉導入について、導入にあたっての政策目的や給付と負担のバランス、対象範囲、持続可能性などさまざまな論点について慎重に検討し、その検討案について、平成29年9月21日開催の「福祉医療費助成制度改革検討会」において提示しました。

2 現物給付導入に関する検討案

(1) 現行の方式について

本県の子どもの医療費助成制度は、給付と負担のバランス等にも配慮し、窓口で自己負担分を支払った後、2か月程度で全額が自動償還される仕組みとして実施しています。自己負担は導入していませんが、窓口負担があることにより過剰受診対策にも資する仕組みとなっています。

(2) 導入にあたっての政策目的について

自動償還払方式による窓口での一時的な医療費負担も困難な家庭の存在が指摘されており、そのような家庭の経済状況から医療を受けることが困難な子どもが、より安心して医療を受けられるようにするため、導入にあたっての政策目的を「貧困対策」とします。

(3) 対象者について

導入にあたっての政策目的を「貧困対策」とすることをふまえ、真に現物給付を必要とする者として対象を

- ① 「一人親家庭等医療費助成制度」の対象となる0～4歳の子ども
- ② 児童扶養手当の所得制限基準（※）を適用した「障がい者医療費助成制度」の対象となる0～4歳の子ども

とします。

なお、対象年齢については、「国民医療費の概況」（国民医療費に関する厚生労働省の統計）によると、0～19歳の子どものうち、人口一人当たりの医療費の金額が最も高い子どもの年齢は0～4歳となっていることから、対

象年齢を医療の必要性が高くなっている「0～4歳」とします。

(※) 例：子ども一人を扶養している場合の親の所得制限基準 2,300千円

(4) 導入時期について

導入に向けた準備期間も考慮し、平成31年4月とします。

(5) 事務処理上の課題について

現物給付化した場合の医療機関から市町への請求方法については、レセプト方式と領収証明書方式がありますので、請求の方式については各市町と調整を行います。また、附加給付や高額療養費の適用にかかる負担が生じるといった課題もあります。

○附加給付

被保険者の負担軽減のため、各健康保険組合、共済組合が独自で行う医療費助成。三重県市町村職員共済組合の場合、レセプト1件につき、自己負担額が25,000円を超える分が附加給付額とされています。

○高額療養費制度

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。

3 現物給付の県内一斉導入の対象範囲に市町で上乗せした部分に対する県の対応について

子どもの医療費助成における現物給付の県内一斉導入をする範囲を超えて各市町が上乗せ実施する部分について、上乗せをしない市町との公平性の観点から、償還払い方式に比べて医療費が伸びたと想定される額を県の補助額から控除することとします。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・平成29年10月 県の提示した案に対する市町の意見の取りまとめ
- ・平成29年11月～ 取りまとめた市町の意見をふまえて市町及び関係団体との調整

13 津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の 提供体制等に関する検討会について

1 経緯

一志病院については、入院機能の維持や人材育成拠点としての機能等が求められているとともに、地域包括ケアシステムのモデルとして同院の取組に対する期待が高まっており、公的関与の必要性が認められるところです。こうした状況をふまえ、平成21年度に策定した「県立病院改革に関する基本方針」に沿った民間への移譲は困難であると考えており、あらためて一志病院の運営形態について、関係者の意見も聴いたうえで、県と津市の役割分担もふまえ今年度の早い時期に示すこととしています。

このため、6月に「津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会」を設置し、これまでの一志病院や津市の取組を検証するとともに、在宅医療を含む地域包括ケアシステムのあるべき姿を検討する中で、一志病院の運営形態の方向性についても、県と津市の役割分担も踏まえて検討しているところです。

2 議論の方向性

人口減少や高齢化が進展する中、多様な健康問題に対応できる総合診療医や多職種連携によるプライマリ・ケアを実践できる医療従事者の育成については、広域的に地域包括ケアシステムの構築に寄与するものであり、県が三重大学と連携しながら引き続き関与する必要があります。

一方、医療介護総合確保促進法に規定する総合確保方針に明記されているように、地域包括ケアシステムの実現のため、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備は、基礎自治体である市町の役割とされています。また、地域住民への医療提供体制の確保は、住民に身近な行政の役割と考えています。

訪問診療等の在宅医療や病院での診療行為を通じて、総合診療医の育成ができることから、県と市で役割を分担しつつ連携し、今後も住民が安心して暮らすことができるよう、地域の医療提供体制の確保に向けて協議を重ねていきます。

3 検討会の概要

①検討会メンバー

三重大学総合診療科教授

津市（副市長、健康福祉部長、健康医療担当理事）

県（病院事業庁長、医療対策局長、一志病院長）

②検討状況

・第1回検討会

開催日：平成29年6月29日

検討事項：医療・介護を取り巻く社会情勢の変化

津市白山・美杉地域の医療・介護に関する諸状況

一志病院の医療提供体制

地域包括ケアシステムの現状と課題

・第2回検討会

開催日：平成29年8月22日

検討事項：第1回検討会で出された課題の整理

白山・美杉地域に最適な地域包括ケアシステムのめざすべき姿

めざすべき姿に向けた各主体の役割と取組方向

- ・検討会での協議を進めるため、県・津市の担当者による実務会議を3回（6月23日、7月25日、8月10日）開催しています。

4 今後の予定

・第3回検討会

開催日：平成29年10月中旬〔予定〕

検討事項：めざすべき姿に向けた各主体の役割と取組方向

各主体の役割を踏まえた一志病院の運営形態〔予定〕

検討会報告書（素案）〔予定〕

・第4回検討会

開催日：平成29年11月中旬〔予定〕

検討事項：検討会報告書（案）〔予定〕

- ・検討会報告書とりまとめ

公表時期：平成29年12月初旬〔予定〕

津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会

1. 設置の主旨

平成 26 年に医療介護総合確保推進法が施行され、市町には、「地域包括ケアシステムの実現のため、県と連携しつつ、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備を図る」ことを、県には、「質の高い医療提供体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町の取組を支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うこと」等が求められています。

津市白山・美杉地域では、これまで県立一志病院が中心となって、保健・医療・福祉の多職種連携の取組が実践されており、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。こうした取組を検証するとともに、一志病院の運営形態等についても検討しながら、住民にとって最適な地域包括ケアシステムを津市・県の適切な役割のもとに構築することを目的として、「津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会」を設置します。

なお、検討内容については、本県他地域における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に活用することとします。

2. 検討会メンバー

	所属	役 職 等	氏 名
1	三重大学	教 授	竹村 洋典
2	津 市	副市長	盆野 明弘
3	津 市	健康福祉部長	田村 学
4	津 市	健康福祉部健康医療担当理事	松岡 浩二
5	三重県	病院事業庁長	長谷川 耕一
6	三重県	健康福祉部医療対策局長	松田 克己
7	三重県	県立一志病院長	四方 哲

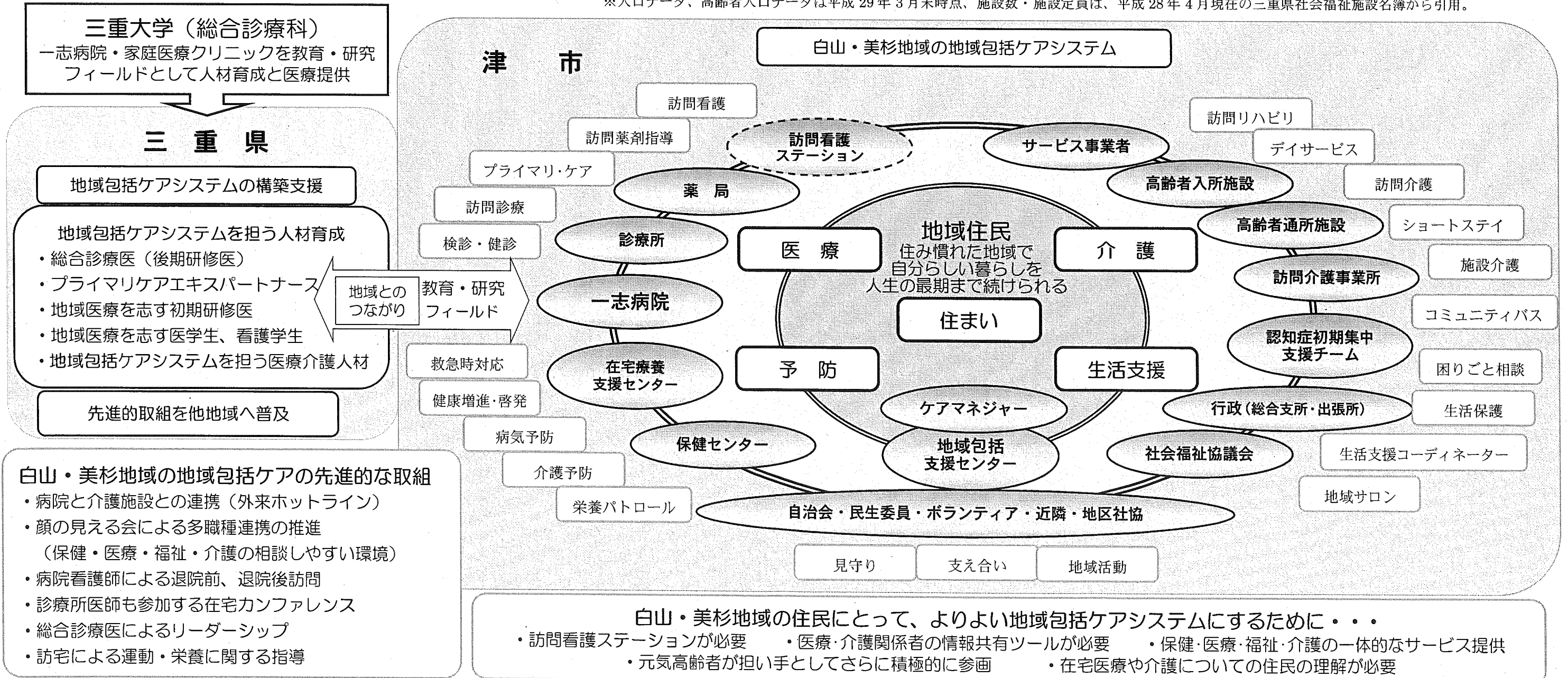
※必要に応じて、有識者等の参加を求めることができます。

白山・美杉地域に最適な地域包括ケアシステムのめざすべき姿（案）

～ 医療・介護の社会資源が十分でない地域であっても、住民参画型の多職種連携で、地域住民にとって最適な地域包括ケアを提供 ～

津市白山・美杉地域の特徴		
<p>【地域特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 津市南西部に位置し、その面積は 318.6 ㎥と広大で、津市の約 45%を占める。(伊勢市・四日市市の約 1.5 倍) ◇ 地域内人口は 1 万 6 千人弱で、津市の約 5.7%である。 ◇ 人口減少が顕著で過去 25 年間で、白山町で約 25%減、美杉町で概ね半減している。 ◇ 高齢化率は、津市全体が 28.3%の中、白山町は 38.3%、美杉町は 57.8%と高齢化が進展している。 ◇ 高齢化・人口減少に伴い、高齢者独居世帯・老夫婦世帯が増加している。 	<p>【医療・介護の提供体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域内の診療所は白山町・美杉町で各 4 か所、この他、入院機能（46 床）を有する一志病院が白山町にある。 ◇ 地域内に訪問看護ステーションがなく、訪問看護サービスに制約がある。訪問薬剤指導実施薬局は、白山町に 2 施設のみである。 ◇ 高齢者入所施設は、地域内に 8 施設あるが、高齢者人口当たり施設数、施設定員は県全体を下回っている。 ◇ 高齢者通所施設は 14 施設あるものの、高齢者人口あたり施設定員は県全体の 7 割程度と少ない。 	<p>【一志病院の医療提供体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 病院利用者のほとんどが津市民で、外来患者の約 9 割、入院患者の約 7 割を地域内住民が占めている。隣接する一志町からの利用者が増加傾向にある。 ◇ 24 時間 365 日の初期救急医療対応を維持し、ウォークインを含む救急患者の受け入れは年々増加している。 ◇ 訪問診療・訪問看護をはじめとした在宅療養支援に積極的に取り組んでいる。 ◇ 三重大学と連携し、総合診療医育成拠点として研修医・医学生の受け入れや、プライマリケアを实践できる医療従事者の育成に取り組んでいる。

※人口データ、高齢者人口データは平成 29 年 3 月末時点、施設数・施設定員は、平成 28 年 4 月現在の三重県社会福祉施設名簿から引用。



白山・美杉地域の住民にとって、よりよい地域包括ケアシステムにするために・・・

- ・訪問看護ステーションが必要
- ・医療・介護関係者の情報共有ツールが必要
- ・保健・医療・福祉・介護の一体的なサービス提供
- ・元気高齢者が担い手としてさらに積極的に参画
- ・在宅医療や介護についての住民の理解が必要

めざすべき姿に向けた各主体の役割と取組方向（案）

医療介護総合確保促進法に基づき、厚生労働大臣が定める「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」において、県と市町の役割について定めています。

都道府県

地域医療構想に基づき、病床の機能の分化及び連携を推進し、市町村と連携しつつ、質の高い医療提供体制を整備するとともに、広域的に提供される介護サービスの確保を図ることが求められる。

また、都道府県は、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業について、市町村単独では実施困難な取組に対し広域的に支援を行うことにより、医療及び介護の連携の推進を図るほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の創意工夫を活かしつつその取組を支援し、地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うことが求められる。

市町村

地域包括ケアシステムの実現のため、都道府県と連携しつつ、在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備を図るとともに、高齢者の居住に係る施策との連携や地域支援事業等の実施を通じて、介護予防及び自立した日常生活の支援を行うための体制整備を進めていくことが求められる。

県の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 質の高い医療提供体制を整備 ◆ 広域的に提供される介護サービスの確保 ◆ 市町村単独では実施困難な取組に対し広域的に支援を行う ◆ 地域包括ケアシステムの構築の支援 ◆ 地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備 ◆ 高齢者の居住に係る施策との連携や地域支援事業等の実施 ◆ 介護予防及び自立した日常生活の支援を行うための体制整備
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">在宅医療や介護の住民啓発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域住民の健康維持・増進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">多職種連携のネットワークの維持・活性化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域医療を担う総合診療医の育成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域医療の確保〔県域・白山美杉地域〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域住民のための病院運営</div>	

14 地方独立行政法人法の一部改正に伴う定款変更等について

1 法改正の概要

地方独立行政法人において、P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みを構築し、また、法人内外から業務運営を改善する仕組みを導入するため、平成29年6月に地方独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が制定され、役員の任期、職務および権限等について改正が行われました。

これに伴い、地方独立行政法人三重県立総合医療センターおよび公立大学法人三重県立看護大学の定款等について所要の改正を行う必要があります。

なお、改正法の施行日は平成30年4月1日となっているため、総務省への定款認可の手続きと審査期間を見込んだ上で、11月定例会月会議において当該定款変更の議案を提出する必要があります。

2 定款変更について

(1) 役員の任期

①地方独立行政法人三重県立総合医療センター

役職名	現行の定款	改正後の定款
理事長	4年間	改正なし
副理事長	4年間	改正なし
理事	2年間	改正なし
監事	2年間	理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

②公立大学法人三重県立看護大学

役職名	現行の定款	改正後の定款
理事長	2年以上6年を超えない範囲内で法人の規程で定める（4年間）	改正なし
副理事長	6年を超えない範囲で理事長が定める（2年間）	改正なし
理事	6年を超えない範囲で理事長が定める（2年間）	改正なし
監事	2年間	任命後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものについての財務諸表承認日までとする。

※定款の施行（H30.4.1）の際、現に役員である者の任期については、改正後の規定にかかわらず従前の例によります。また、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(2) 役員（監事）の職務および権限

施設名	現行の定款	改正後の定款
総合医療センター および 県立看護大学	法人の業務を監査する。	<p>○法人の業務を監査する。この場合において、監事は、三重県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>○監事は、いつでも役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>○監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類 二 その他三重県の規則で定める書類

(3) その他所要の改正

改正に伴い所要の規定を整理します。

3 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の改正について

改正法では、設立団体の長と地方独立行政法人評価委員会の果たす役割が見直され、法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長に変更する等の改正が行われました。

この改正に伴い、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例について、所要の規定を整理します。

4 今後のスケジュール（予定）

- 平成 29 年 11 月 定款変更の議案を提出
- 平成 30 年 1 月 総務省への認可申請（申請書類に変更後の定款を添付）
- 2 月 条例改正の議案を提出
- 3 月 総務省の定款認可
- 4 月 定款、条例の施行

【参考資料】 地方独立行政法人法改正の主な内容

1 PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- 法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長に変更する。
- 設立団体ごとに設置される評価委員会は存続。必要な役割を整理する。
- 設立団体の長は、評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善等の命令ができる。
- 公立大学法人については、評価委員会が評価を行う現行の仕組みを維持する。

評価委員会の役割の整理（主なもの）

現行法での評価委員会の役割	改正後の役割 (公立大学法人除く)	改正後の役割 (公立大学法人)
中期目標の設定・変更の際に意見を述べる。	従前どおり評価委員会が実施	従前どおり評価委員会が実施
各事業年度の業績評価の実施	設立団体の長が実施	従前どおり評価委員会が実施
各事業年度の評価に基づく業務運営の改善に係る勧告	設立団体の長が実施	従前どおり評価委員会が実施
中期目標期間の業績評価の実施	設立団体の長が実施	従前どおり評価委員会が実施
中期目標期間終了時の見直しの際に意見を述べる。	従前どおり評価委員会が実施	従前どおり評価委員会が実施
設立団体の長が認可や承認をしようとする場合に意見を述べる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の認可 ・ 業務方法書の認可 ・ 財務諸表の承認 ・ 剰余金の利用承認 ・ 限度額超の借入れ及び借入金の借換え認可 	評価委員会の意見を要しない。	評価委員会の意見を要しない。 ※「中期計画の認可」を除く
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要財産納付の認可 ・ 重要財産処分の認可 	従前どおり評価委員会が実施	従前どおり評価委員会が実施
法人役員の報酬等の支給の基準について意見を述べる。	従前どおり評価委員会が実施	従前どおり評価委員会が実施

2 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

- 内部統制の体制について、法人の業務方法書上に明確化する。
- 監事及び会計監査人の権限や義務等を明確化する。
- 法人の役員の任期について見直しを行う。（公立大学法人については、国立大学法人と同様、大学の自治を保障する観点から、従前の制度を維持。）
- 法人の著しく不適正な業務運営等に対して、設立団体の長が是正・業務改善命令等を行う。

法人の役員の任期の見直し（公立大学法人除く）

役員名	現行法での任期	改正後の任期
理事長	4年以内において定款で定める期間とする。	中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間
副理事長 理事	4年以内において定款で定める期間とする。	中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間
監事	4年以内において定款で定める期間とする。	理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

法人の役員の任期の見直し（公立大学法人の特例）

役員名	現行法での任期	改正後の任期
理事長	2年以上6年を超えない範囲内で法人の規程で定めるもの	改正なし
副理事長 理事	6年を超えない範囲で理事長が定める	改正なし
監事	4年以内において定款で定める期間	任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。

15 国の制度改正に伴う三重県医師修学資金制度の見直しについて

1 三重県医師修学資金制度

三重県医師修学資金制度は、県内の医師不足・偏在解消に向け、平成16年度から医学生を対象に修学資金の貸与を行い、卒業後、医師として一定の年数を県内の医療機関で勤務することにより、貸与額の返還が免除される制度です。

制度開始から平成29年8月末までの貸与者総数は587名となっており、今後、県内で義務勤務を行う医師数の大幅な増加が見込まれています。

2 厚生労働省通知への対応

(1) 対応方針

厚生労働省が、本年2月に発出した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を活用した医師修学資金貸与事業の取扱い見直し通知（平成29年2月14日付け医政地発0214第1号・医政医発0214第1号。以下「厚生労働省通知」という。）に対応するため、三重県医師修学資金制度について、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「条例」という。）および三重県医師修学資金貸与規則（以下「規則」という。）の改正を行います。

(2) 厚生労働省通知の概要等

厚生労働省は、「地元出身の方が、出身地に定着する割合が高い」とする調査結果をふまえ、早期に実現可能な医師偏在対策の一つとして、平成30年度以降、下記1.から3.全ての要件を満たす場合に限り、基金の配分対象とすることとしました。

【厚生労働省通知（平成29年2月14日付け）の概要（要件）】

1. 対象者は、県内出身者に限ること
2. ①県内で初期臨床研修に参加すること
②県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム（原則9年以上）」に参加すること
3. 修学資金の貸与金利について、適切な金利を設定すること

なお、本県では、県内の医師不足・偏在解消に向け、医学生を対象に医師修学資金の貸与を行い、その財源（約4.2億円/年）として、これまで基金を活用してきましたが、厳しい県財政の中、引き続き、基金を中心に財源を確保する必要があります。

3 医師修学資金制度の見直し方針（案）

厚生労働省通知をふまえた三重県医師修学資金制度の見直し方針(案)は、下記(1)から(3)のとおりです。

(1) 医師修学資金の対象者について 【規則第3条の改正】

平成30年度以降、新規に貸与を行う対象者は、県内出身者に限定します。

但し、県外の医科系大学に進学した県内出身者に対して、その利用促進に向けた取組を強化することにより、貸与者確保に努めます。

(2) キャリア形成プログラムへの参加について 【条例第2条の改正】

対象者は、県（地域医療支援センター*等）が策定するキャリア形成プログラム（原則9年以上）に参加する必要がありますが、現行の3つの義務勤務コースのうち、プログラムに基づくコースは「地域医療支援センターコース（8年）」のみであることから、義務勤務期間を1年延長した上で、「新・地域医療支援センターコース（9年）」へと一本化します。（注*）医療法上に位置付けられた医師確保支援を行う組織（実施主体：三重県）

また、新専門医制度に基づく研修開始（平成30年度～）に対応するため、三重大学が基幹施設となる新専門医研修プログラムの利用を基本とします。

【キャリア形成プログラムのイメージ】

＜旧制度＞平成29年度までの貸与者		⇒	＜新制度＞平成30年度以降の新規貸与者	
コース名	義務勤務期間（うち 医師不足地域）等		コース名	義務勤務期間（うち 医師不足地域）等
県内勤務医コース	10年	}		
地域医療支援センターコース	8年（うち1年） ※プログラムに基づく唯一のコース ※但し、国の要件（原則9年）に満たない		新・地域医療支援センターコース	9年（うち1年） ※新専門医制度では、三重大学が基幹施設となるプログラムの利用を基本とする
へき地医療コース	※内科・外科7年（うち4年） ※小児・産婦人科6年（うち2年）			

(3) 制度見直しに伴う経過措置について

新旧制度間の均衡を考慮の上、適切な経過措置を設けます。

【経過措置のイメージ】

＜新旧制度＞ 年度		＜旧制度＞ 平成29年度までに貸与		＜新制度＞ 平成30年度以降貸与
義務勤務コース	コースの 選択状況	既に選択済	今後、選択予定	選択不可（必須化）
		※コースに基づき、既に後期臨床研修中	※初期臨床研修2年目にコース選択予定	※コース一本化に伴い、選択は不可となる
県内勤務医コース	10年	○*1	○*2	
地域医療支援センターコース	<新> 9年	○	○*2	○
	<旧> 8年	○*1	○	
へき地医療コース	7～6年	○	○	

(注*1) *1の者が一定期間内（例：新条例の施行日から6月以内）に変更を申し出た場合に限っては、コース変更を認める。
 (注*2) 今後、初期臨床研修2年目に義務勤務コースを選択予定の者は、可能な限り*2の中から選択するよう働きかけを行う。

4 今後の対応

三重県医師修学資金制度の見直しに係るスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

【スケジュール（予定）】

平成29年11月	議案提出
12月	条例等公布・施行
平成30年1～3月	改正内容の周知・新規募集に向けた準備
4月～	新制度に基づく新規募集開始

16 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団の経営状況について

1 現状

(1) 経緯について

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「財団」という。）は、平成16年に行政改革の一環として、三重県青少年育成県民会議と三重県児童健全育成事業団とを統合し、設立された財団です。

財団では、財団固有の事業である児童健全育成事業及び青少年育成事業のほか、指定管理者として、県内唯一の大型児童館である県立みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の施設運営を行っています。（3期目：平成28年度から平成32年度まで）

(2) 財団の基本財産について

財団の基本財産は、児童健全育成事業団から承継した基本財産（5,525万円）と青少年育成県民会議から承継した「三重県青少年育成基金」のうち、県と市町からの出損分（3億5,501万円）の合計4億1,026万円です。

平成16年の統合時の「三重県青少年育成基金」のうち、企業等からの寄付金から承継したものを特定資産（財団統合時：1億5,504万9千円）とし、これを取り崩すことにより、青少年育成事業の経費に充ててきました。

(3) 財団の各事業について

財団のあるべき姿を検討するため、外部有識者等が参画した「財団のあり方検討委員会」の提言（平成25年5月）をふまえ、こどもの城の運営で培ってきたノウハウを充実させるとともに、青少年育成事業との連携を図るなど、多様な地域の方々との連携で子どもや子育て家庭を支援し、三重県子ども条例の趣旨である「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」に貢献できる施設として事業展開を図っています。

①児童健全育成事業等

県から受託したこどもの城の運営業務と連携しながら、様々な独自の児童健全育成事業を展開してきた結果、企業や地域との人的ネットワークが構築され、「お仕事体験イベント」や「昔遊びイベント」などに無償で協力いただくなど、地域全体で連携した事業が実施できることで、こどもの城の利用満足度が向上し、来場者の増加にもつながっています。

近年では、児童虐待防止キャンペーン事業やサミット記念事業の開催など、県事業と連携した取組も進めているほか、「サテライトこどもの城」として県内

各地で出張イベントも開催しています。

そのほか、県内児童館協議会事務局として、県内の児童館の支援を行っています。

②青少年育成事業

青少年の健全育成を推進するために、市町と連携した「中学生のメッセージ」、青少年健全育成に係る表彰、青少年育成市町民会議連絡会（年2回）、地域の青少年健全育成事業への助成（事業費の2/3、上限20万円）、家庭の日に関する絵画・ポスターコンクール等を実施し、自主的で思いやりがあり、社会に貢献できる児童・青少年の育成に寄与しています。

2 課題

(1) 財団の各事業について

①児童健全育成事業

児童健全育成にあたっては、子どもの成長段階に応じたきめ細かなサービスを低料金で提供することが重要であり、そのためには、創意工夫を重ねて、事業の効率化や経費節減等を図り、民間企業や地域の協力を得ていく現在の方向性をより強化する必要があります。

②青少年育成事業

平成28年度までは、特定資産から毎年1千万円から2千万円を取り崩し、財源に充当していましたが、平成29年度には特定資産が枯渇することから、平成28年度に実施された理事会、評議員会において基本財産の取り崩しが承認されました。（基本財産は約3億円あり、そのうち1億2千万円について、今後10年間の財源として取り崩しが承認されました。）

取り崩しにあたっては、今後10年間を見据えた中長期経営計画が財団で策定され、これを基に各市町を県と財団で訪問し、取り崩しの必要性について理解を得ています。

なお、基本財産にも限りがあることから、長期的な財源の確保や引き続き経費の節減を図っていく必要があります。

また、関係者とのネットワークづくり、事業の進め方の改善、新たな取組等に着手するため、職員一人ひとりの能力向上を図っていくことが重要です。

3 今後の対応

(1) 財源の確保について

財団の運営体制を整え、青少年育成事業の継続に必要な財源を確保するため、中長期経営計画に基づき、効果的、効率的に事業を実施するとともに、指定管理料や財産の取り崩し以外の財源の確保について、検討を行うよう求めています。

(2) 今後の方向性について

① 児童健全育成事業

三重県子ども条例の趣旨をふまえ、子どもの育ちに関する取組を充実させるとともに、企業や大学等と連携を強化し、地域社会の多様な主体を巻き込みながら様々な取組を行うことにより、大人と子どもの交流機会を提供し、社会全体で子どもを育てるという機運の醸成を図るよう求めています。

② 青少年育成事業

中長期経営計画に基づき、特定資産により補てんすべき額を算出すると、第一期（平成 29～33 年度）は 5,730 万円、第二期（平成 34～38 年度）は 6,270 万円と、総計 1 億 2 千万円を今後 10 年間の運営資金として、基本財産から特定資産に組み込むことになっています。

こうしたことから、第一期の 5 年間で、事業改革を引き続き進め積極的な運営を行い、第二期以降は人件費の削減を図るよう求めています。

三重こどもわかもの育成財団 基本財産・特定資産の状況

平成 29 年 3 月末現在

基本財産	期末簿価	備 考
法人	55,250,000 円	児童健全育成事業団からの承継 * 県 : 10,000,000 円 松阪市 : 10,000,000 円 民間 : 35,250,000 円
青少年	355,010,000 円	青少年育成県民会議の「三重県青少年育成基金」のうち県・市町村出損分からの承継した基本財産の取り崩し（10年間分として、1億2千万円）を平成 28 年度の理事会、評議委員会で承認された。 * 県 : 250,000,000 円 市町村 : 105,010,000 円
基本財産合計	410,260,000 円	
特定（運用）資産		
青少年	3,297,841 円	青少年育成県民会議の「三重県青少年育成基金」のうち企業等の寄付分からの承継したものを取り崩し、青少年事業の財源にしています。 * 財団統合時の金額 : 155,049,000 円 23 年度取り崩し額 : 20,000,000 円 24 年度取り崩し額 : 12,000,000 円 25 年度取り崩し額 : 9,023,292 円 26 年度取り崩し額 : 9,990,000 円 27 年度取り崩し額 : 10,800,000 円 28 年度取り崩し額 : 10,300,000 円

17 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成28年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移（別冊3 2頁）

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,310件でした。平成24年度から5年連続で1,000件を超える高い数値で推移しています。

この背景として、家族の形態の多様化や地域住民同士のつながりの希薄化により、子育てに悩む家庭が孤立した状態におかれたまま、必要な助言や支援を得られずにいることが考えられます。また、啓発活動の実施や通告をためらうことのないよう関係機関に働きかけを行っていること等による地域社会の関心の高まりが考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路（別冊3 3頁）

児童相談所への相談経路は、①市町の機関、②近隣・知人、③警察等の順となりました。

児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が643件（前年度から56件増）と半数近くを占めています。続いて、近隣・知人が176件（同1件増）、警察等が138件（同46件増）となっており、それぞれ増加しています。市町の機関については、児童虐待の発生予防や早期発見に対する相談対応が進んでいることが考えられます。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者（別冊3 4頁）

主な虐待者は、実母によるものが716件（54.7%）で最も多くなっています。これは、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

(4) 被虐待児童の年齢（別冊3 5頁）

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる646件（49.3%）が学齢前までの乳幼児に対するものです。年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、全国の児童虐待死亡事例では71.2%が3歳未満の子どもです。

(5) 児童虐待相談種別（別冊3 6頁）

虐待相談の種別では、「心理的虐待」が前年度から51件増の502件（38.3%）と最も多くなっています。これは、平成25年8月に厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」が改正され、家庭内で児童虐待がある場合、そのきょうだいについては原則、心理的虐待として受け付けることになったこと等によるものと考えられます。

(6) 児童虐待相談後の処遇（別冊3 7頁）

相談後の処遇については、面接指導が1,178件（89.9%）となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて95件（7.3%）となっています。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等（別冊3 8頁）

被措置児童虐待は1件発生しました。施設職員及び被害者への事情聴取を行うとともに、施設に対し改善計画の提出を求めるなど、再発防止に取り組みました。

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況（別冊3 9頁）

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を9件、児童相談所への出頭要求を7件、立入調査を8件実施しました。臨検・捜索については、実施したケースがありませんでした。

一時保護の対応をした子どもは801人で、このうち半数近く（385件）が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊3 18～20頁）

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

- 平成25～26年度に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。
- モデル地域（津市及び四日市市）において、主に学校・保育所等に通う子どもについて、民間団体との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携強化を図りました。
- 北勢児童相談所に、ケースワーカー等3名の増員を行いました。

(2) 連携・協力体制の整備

- 市町への支援について、各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施しました。

- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザー等を派遣しました。
- 警察と更なる連携強化を図るため、「児童虐待に係る情報共有に関する申し合せ」を締結しました。
- 被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同による被害事実確認面接（司法面接）の実施に取り組みました。
- 虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関との共催により、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。

（3）専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での諮問等（年間開催回数 12 回、審議案件 24 件）を行いました。

3 今後の対応

平成 28 年 5 月の児童福祉法等の改正により、地方自治体の役割・責務が明確化され、児童相談所における専門機関としての体制整備や市町に対する支援、市町における児童の支援拠点整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化などが求められています。また、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応のため、学校や医療機関、福祉団体との情報共有、連携を一層推進する必要があります。

18 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

健康福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。
指定管理者制度に関する取扱要綱第26条に基づき、「平成28年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 ・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率	80%	77.2%
地域生活移行率	50%	57.7%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H27	H28	H27	H28
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・生活援助棟では、主に、怪我や病気等により、急性期病院に入院し、退院後一定期間、身体的な機能訓練等が必要となった障がい者を対象にしたサービスを提供しているため、利用者数の変動が伴うものであり、日中活動系サービス利用率の実績は、成果目標を若干下回る結果となった。

・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行っている。

・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の参加人数は合計2,942名となり、指定管理者が設定した成果目標2,500名を2割近く上回っている。

・利用者満足度は、利用者へのきめ細かい対応等が功を奏し92%となり、平成27年度を4ポイント上回る高水準を維持している。

・管理業務に係る経費の収支バランスを考慮しながら、適切に施設の維持管理を実施している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている判断する。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
図書等の貸出数	76,000タイトル	78,209タイトル
生活訓練の参加者数	450人	458人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H27	H28	H27	H28
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館業務については、より多くの分野の蔵書の増設等に努めた結果、点字刊行物の制作数、貸出数ともに目標を達成している。 ・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練を実施しており、参加者数も目標を達成している。 ・点訳・朗読奉仕員の養成やスキルアップに関しては、点訳奉仕員養成講習やスキルアップ講座の受講者数が、指定管理者が設定した成果目標を達成できておらず、さらなる取組が期待される。 <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている と判断する。</p> <p>今後は、利用が増加しているサピエ図書館への対応等、視覚障がい者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成やスキルアップについては、さらなる広報の実施等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。</p>				

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日 ③管理業務の内容 ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関する事。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関する事。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関する事。 ・災害発生時における被災者支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
施設利用者数	3,400人	4,263人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員のスキルアップ研修受講申込者数	360人	369人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間	2,100時間	2,325時間
情報発信回数	48回	206回
災害時における避難行動要支援者に関する協定数	9市町	8市町

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H27	H28	H27	H28
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<総括的な評価> ・成果目標5項目のうち、4項目において目標を達成した。 ・聴覚障がい者に関する情報発信を成果目標以上に頻繁に行い、利用者の要望に基づいてチラシ等の展示棚を設けるなど、県民サービスの向上に向けて意欲的に取り組んでいる。 ・聴覚障がい者への情報発信に意欲的に取り組み、施設利用者数が前年度から増加している。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間について、前年度から25%増加している。 以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っている と判断する。 成果目標を達成していない災害時における避難行動要支援者に関する協定に係る締結市町数については、今後も継続して、協定未締結の市町に対し、積極的に働きかけていく必要がある。				

みえこどもの城

1 施設の概要 ①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務
--

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	237,337人
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	91回
利用者の満足度	80%	94%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H27	H28	H27	H28
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	A		
<p>＜総括的な評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用をしていると判断できる。また、企業、大学、団体、ボランティア等地域社会との協働により、サービス内容の充実と多様化や、大人と子どもの交流機会の創出等により、子どもの健やかな成長を支援するとともに「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」に貢献している。 ・3つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）をすべて達成した。特に年間総利用者数については、平成27年度に引き続き目標を大きく上回ったことや利用者の満足度が94%と極めて高いことは優れた成果として評価できる。 ・指定管理者が独自に設定した19の成果目標のうち、18項目を達成しており、業務計画を順調に実施していると判断する。達成できなかった1項目（利用促進した団体数）については、企画内容の充実やサービスの多様化等に努められ、目標の達成に向けて尽力されたい。 <p>以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として適切に管理・運営を行っているとは判断する。今後も、指定管理者が有する経験やノウハウを生かした創意工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるよう一層取り組まれることを期待する。</p>				

三重県母子・父子福祉センター

1	施設の概要
①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。 	

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績	30件	8件
相談（就業・生活等）件数	300件	293件
就業支援講習会参加者数	60人	12人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H27	H28	H27	H28
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C	+	

＜総括的な評価＞

・母子寡婦福祉会への新規加入者数が減少しており、利用者数の増加には、母子寡婦福祉連合会の活動の充実、未加入の母子家庭への事業の周知を行うなどの活動が必要である。

・各種相談事業の状況は、相談員による一般相談が、電話254件・訪問26件（平成27年度 電話158件・メール3件・訪問10件）となり、問題解決に向けた専門的な相談を希望する弁護士による専門相談が13件（平成27年度16件）となった。

・就業実績については、8件となり平成27年度より1件増加したが、成果目標（30件）は達成できなかった。

・就業支援講習会の参加者数については、成果目標を達成できなかったため、内容の充実や広報PRに努め、参加者の増加を図る必要がある。

・施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも、施設利用に支障がないよう対応することが必要である。

・文化教養事業については、生活向上のための講習会に合わせて、情報交換会を実施している。参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を継続することが望ましい。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、交流会の拡大が期待される。

以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

19 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成29年6月5日～平成29年9月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成29年6月13日
3 委員	会長 森 正夫 委員 村本 淳子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成28年度業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	役員報酬規程の改正について、審議のうえ意見を決定した。また、平成28年度業務実績について、法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年6月15日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 西口 裕 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成29年6月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	24名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成29年6月22日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立等について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成29年6月26日
3 委員	座長 池田 智明 委員 二井 栄 他14名
4 諮問事項	次期保健医療計画における周産期医療対策の検討について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成29年6月30日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 濱田 正行 他12名
4 諮問事項	1 平成28年度第2回がん登録事業運営部会報告について 2 次期三重県がん対策戦略プランの策定について 3 次期三重県保健医療計画（がん対策）について
5 調査審議結果	1 平成28年度第2回がん登録事業運営部会について報告し、意見交換を行った。 2 次期三重県がん対策戦略プランの策定について説明し、協議を行った。 3 次期三重県保健医療計画（がん対策）について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県糖尿病対策懇話会
2 開催年月日	平成29年6月30日
3 委員	座長 住田 安弘 委員 馬岡 晋 他6名
4 諮問事項	1 次期保健医療計画の策定について 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価及び三重の健康づくり基本計画中間評価について 3 次期三重県保健医療計画における糖尿病対策部分の策定について
5 調査審議結果	1 次期保健医療計画の策定について説明した。 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価及び三重の健康づくり基本計画中間評価について説明し、意見交換を行った。 3 次期三重県保健医療計画における糖尿病対策部分の策定について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成29年7月3日
3 委員	会長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成28年度決算にかかる財務諸表について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成28年度の業務実績について 3 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第一期中期目標期間における業務実績について
5 調査審議結果	平成28年度決算にかかる財務諸表について、審議のうえ意見を決定した。また、平成28年度決算および第一期中期目標期間における業務実績について法人からの説明に基づき質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県脳卒中医療福祉連携懇話会
2 開催年月日	平成29年7月5日
3 委員	会長 富本 秀和 委員 鈴木 英謙 他6名
4 諮問事項	1 次期保健医療計画における脳卒中对策について 2 三重の健康づくり基本計画の中間評価について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	平成29年7月11日
3 委員	座長 高瀬 幸次郎 委員 橋上 裕 他13名
4 諮問事項	1 次期保健医療計画における災害医療対策の検討について 2 災害拠点病院の指定について
5 調査審議結果	1 現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。 2 三重中央医療センターと紀南病院の災害拠点病院の指定について、了承した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	平成29年7月14日
3 委員	座長 橋上 裕 委員 田中 孝幸 他10名
4 諮問事項	次期保健医療計画における救急医療対策の検討について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成29年7月18日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 齋藤 洋一 他14名
4 諮問事項	1 現行三重県保健医療計画（精神医療関連分）の評価について 2 次期三重県保健医療計画（精神医療関連分）について ・精神医療圏の設定について など
5 調査審議結果	上記の事項について、説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障がい者差別解消支援協議会
2 開催年月日	平成29年7月18日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 中村 弘樹 他27名
4 諮問事項	1 第27回全国菓子大博覧会・三重でのバリアフリーの取組について 2 国や県の機関の取組について 3 市町の体制整備の状況について 4 相談事例について
5 調査審議結果	上記の事項について説明を行うとともに、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成29年7月18日
3 委員	会長 森 正夫 委員 村本 淳子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成28年度決算にかかる財務諸表および利益処分について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成28年度業務実績にかかる小項目評価等について
5 調査審議結果	財務諸表および積立金処分について、審議のうえ意見を決定した。また、平成28年度事業実績にかかる評価について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	平成29年7月19日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 高橋 恵美子 他1名
4 諮問事項	介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	保険給付に関する処分の妥当性等について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会
2 開催年月日	平成29年7月20日
3 委員	会長 河野 啓子 委員 住田 安弘 他16名
4 諮問事項	1 地域・職域連携について 2 三重県における健康づくりに係る取組と課題について 3 地域・職域連携における具体的取組について
5 調査審議結果	1 地域・職域連携について報告した。 2 三重県における健康づくりに係る取組と課題について説明し、今後の取組について意見交換を行った。 3 地域・職域連携における具体的取組について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年7月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長の審議を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成29年7月21日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他9名
4 諮問事項	次期保健医療計画の策定について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、次期保健医療計画の基本的な考え方、二次医療圏の設定、計画の名称の見直し等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成29年7月31日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他18名
4 諮問事項	1 平成29年度健康福祉部の主要事業について 2 障害者差別解消法に基づく県の取組について 3 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について 4 計画策定等の予定について ・みえ高齢者元気・かがやきプラン ・みえ障がい者共生社会づくりプラン
5 調査審議結果	上記について、報告を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県心筋梗塞等対策懇話会
2 開催年月日	平成29年7月31日
3 委員	座長 伊藤 正明 委員 井阪 直樹 他10名
4 諮問事項	次期保健医療計画における心筋梗塞等の心血管疾患対策の検討について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成29年8月2日
3 委員	会長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他2名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成28年度業務実績にかかる評価結果について
5 調査審議結果	平成28年度業務実績にかかる評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県小児医療懇話会
2 開催年月日	平成29年8月2日
3 委員	座長 平山 雅浩 委員 野村 豊樹 他8名
4 諮問事項	次期保健医療計画における小児医療対策の検討について
5 調査審議結果	現行保健医療計画の評価、県内の現状分析、圏域の設定等について、意見交換・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成29年8月3日
3 委員	会長 齋藤 洋一 委員 森川 将行 他15名
4 諮問事項	1 三重県の自殺の現状について 2 第2次三重県自殺対策行動計画と進捗状況について 3 次期三重県自殺対策行動計画の策定について 4 次期三重県自殺対策行動計画の骨子案について 5 平成29年度自殺対策の取組について
5 調査審議結果	1 三重県の自殺の現状について報告した。 2 第2次三重県自殺対策行動計画と進捗状況について説明し、意見交換を行った。 3 次期三重県自殺対策行動計画の策定について説明した。 4 次期三重県自殺対策行動計画の骨子案について説明し、協議を行った。 5 平成29年度自殺対策の取組について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成29年8月3日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 石淵 幹人 他15名
4 諮問事項	次期三重県医療計画における在宅医療対策について
5 調査審議結果	次期医療計画における在宅医療対策について意見交換するとともに、圏域設定について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成29年8月3日
3 委員	会長 岡村 裕 委員 速水 正美 他3名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親9件、養子縁組里親6件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成29年8月8日
3 委員	会長 馬岡 晋 委員 渥美 秀人 他12名
4 諮問事項	1 第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画の平成28年度進捗状況について 2 第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画の構成案について
5 調査審議結果	今期の計画(上記1の計画)の進捗状況について意見交換を行うとともに、次期計画(上記2の計画)の構成案等について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成29年8月9日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 井坂 誠一 他15名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂について 3 障害者差別解消法に基づく県の取組について 4 ダイバーシティの推進について
5 調査審議結果	上記事項について、報告を行うとともに意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成29年8月10日
3 委員	部会長 福森 哲也 委員 橋上 裕 他11名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告(案)」について 2 次期みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の骨子案について
5 調査審議結果	1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告(案)(平成28年度版)について報告し、意見交換を行った。 2 次期みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の骨子案について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成29年8月15日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	9名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成29年8月17日
3 委員	会長 澤 宏紀 委員 淵田 則次 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの第一期中期目標期間業務実績にかかる評価結果について
5 調査審議結果	第一期中期目標期間業務実績にかかる評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成29年8月21日
3 委員	会長 森 正夫 委員 村本 淳子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成28年度業務実績にかかる評価について
5 調査審議結果	平成28年度業務実績にかかる評価を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年8月24日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成29年8月28日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他15名
4 諮問事項	1 教育・保育の平成28年度実施状況と今後の取組について 2 認定こども園の設置予定と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3 人材確保と質の向上について 4 地域子ども・子育て支援事業について
5 調査審議結果	子ども・子育て支援事業支援計画を推進するために、平成28年度の実施状況と今後の取組について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊賀地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成29年8月29日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 清水 雄三 他10名
4 諮問事項	1 地域医療構想の実現に向けた今年度の協議の進め方について 2 伊賀区域における医療提供体制の現状及び今後の方向性の検討 3 伊賀区域における在宅医療体制の現状及び今後の方向性の検討 4 地域医療構想の実現に向けた病床機能転換のための取組について 5 次期医療計画に関する検討会等の開催状況 6 「(仮称)伊賀市地域医療戦略2025(案)」について
5 調査審議結果	伊賀区域における医療提供体制等の現状及び病床機能転換のための県の取組等について説明を行い、今後の方向性等について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成29年8月29日
3 委員	会長 笠島 茂 委員 菱沼 典子 他13名
4 諮問事項	1 三重の健康づくり基本計画中間評価について 2 各部会報告について
5 調査審議結果	1 三重の健康づくり基本計画中間評価の方法、評価指標の状況、取組と課題について報告し、意見交換を行った。 2 三重の健康づくり基本計画中間評価報告書の骨子案を説明し、協議を行った。 3 地域・職域連携部会、自殺対策推進部会、歯科保健推進部会の開催状況を報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療介護総合確保懇話会
2 開催年月日	平成29年8月31日
3 委員	議長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他12名
4 諮問事項	医療介護総合確保促進法に基づく平成28年度県計画の評価・変更及び平成29年度県計画（案）について
5 調査審議結果	医療介護総合確保促進法に基づく平成28年度県計画の評価・変更及び平成29年度県計画（案）について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成29年9月1日
3 委員	委員長 他14名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	第69回三重県准看護師試験の実施について
5 調査審議結果	平成29年度東海北陸ブロック准看護師試験問題の作成方針について共有し、試験問題について調整・検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成29年9月11日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 宇佐美 直樹 他16名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の報告について 2 子どもを虐待から守る条例の年次報告書について 3 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について 4 三重県子どもの貧困対策計画の進捗状況について
5 調査審議結果	1 里親の認定報告を行った。 2 条例に基づく年次報告と意見交換を行った。 3及び4 各計画にかかる平成28年度の実施状況と今後の方針等を報告説明し、意見交換を行った。
6 備考	